

## 新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、平成16年新潟県中越地震による住宅等の被災を教訓として、地震に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅の耐震改修又は除却工事（以下これらを「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法による耐震診断

イ 簡易耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいい、「国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表」に基づくものをいう。

ウ アに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(2) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とし、新潟県が主催する木造住宅耐震診断講習会並びに一般社団法人新潟県建築士事務所協会及び一般財団法人日本建築防災協会が行う木造住宅の耐震診断と補強方法講習会を終了した者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、本市に登録したものが、設計及び工事監理を行い、上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事（建て替えを除く。）をいう。

(3) 除却工事 耐震診断の結果に基づき、倒壊の危険性があると判断された対象住宅の全てを取り壊す工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に所在する個人所有の住宅で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐震改修が行われる住宅であって次に掲げる要件を全て満たす住宅

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅

イ 一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているものに限る。）

ウ 地上2階建て以下の住宅

エ 現に居住の用に供されている住宅

オ 国等の特別な認定を得た工法以外で建築された住宅

カ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅

キ 壁、基礎等の補強を行う住宅又は積雪荷重を見込まないために、屋根に電気式又は温水式の融雪装置の設置する住宅で、耐震診断の上部構造評点が1.0以上となる住宅

(2) 除却工事が行われる住宅であって次に掲げる要件を全て満たす住宅

ア 前号アからウまで及びオに規定する住宅

イ 現に居住の用に供されている住宅又は空き家（居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅をいう。以下同じ。）

ウ 前号カに規定する住宅又は簡易耐震診断の結果、評点の合計が7以下であると診断された住宅

エ 市内に本店を有する事業者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する解体工事業の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けている者が施工すること。

オ 前号の耐震改修が行われる住宅として、補助金の交付を受けた住宅でないこと。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、対象住宅を所有する個人であって、かつ、市税を滞納していないものとする。

2 除却工事が行われる住宅を対象住宅とする場合の補助金の交付対象者は、前項に規定する要件を満た

す者であるほか、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 現に居住の用に供されている対象住宅の除却工事を行い、その敷地又は他の土地に住宅を新築して居住すること。

(2) 現に居住の用に供されている対象住宅の除却工事を行い、昭和56年6月1日以後に建築された建物に転居すること。

(3) 空き家となっている対象住宅の除却工事を行い、その敷地に住宅を新築して居住すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額、対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる対象住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業実施年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修が行われる対象住宅 補助金交付申請書（別記第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し

(ア) 住宅の全部事項証明書

(イ) 住宅の固定資産税課税明細書

(ウ) その他住宅の所有者及び建築年を証明する書類

イ 耐震診断書（上部構造評点が1.0未満と確認できる部分）の写し

ウ 耐震改修計画（平面図等耐震改修部分を確認できるもの）

エ 耐震診断書（補強計算による上部構造評点が1.0以上）の写し

オ 耐震改修に係る見積書の写し

カ 市税完納証明書

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 除却工事が行われる対象住宅 補助金交付申請書（別記第1号様式の2）及び次に掲げる書類

ア 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し

(ア) 住宅の全部事項証明書

(イ) 住宅の固定資産税課税明細書

(ウ) その他住宅の所有者及び建築年を証明する書類

イ 耐震診断書（上部構造評点が1.0未満と確認できる部分）の写し又は簡易耐震診断の耐震診断問診表

ウ 除却工事計画（平面図等除却工事部分を確認できるもの）

エ 対象住宅の全景写真

オ 除却工事に係る見積書の写し

カ 市税完納証明書

キ 転居先が昭和56年6月1日以後に建築されたことを証明する書類

ク その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書（別記第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定変更通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業を中止するときは、補助事業中止届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（別記第7号様式）に、次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修後の耐震診断書（上部構造評点が1.0以上）の写し（耐震改修を補助事業とする場合に限る。）
- (2) 工事中及び工事後の写真（除却工事後に新築する場合は、新築した住宅の全景写真）
- (3) 工事監理者が耐震改修工事の内容を確認した監理状況報告書（耐震改修を補助事業とする場合に限る。）
- (4) 領収書の写し
- (5) 転居先の住民票の写し（除却工事を補助事業とする場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成19年3月告示第40号）による補助金の支払については、平成28年5月31日までの間は、廃止後の同要綱は、なおその効力を有する。

(失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和8年5月31日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額	備考
耐震改修	耐震改修に要する経費（200万円以上に限る。）	左欄に掲げる経費の2分の1に相当する額	120万円	補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

除却工事	除却工事に要する経費（建築物の解体、運搬、処分等に要する費用を含む。）	左欄に掲げる経費の100分の23に相当する額	45万円	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
------	-------------------------------------	------------------------	------	------------------------------------